

# 駒ケ林フットボールクラブ会則

## 第1条 (名 称)

本フットボールクラブ(以下、「本クラブ」という。)は平成17年3月に発足し、「駒ケ林フットボールクラブ」と称し、練習拠点を神戸市立駒ケ林小学校に置く。

## 第2条 (目 的)

本クラブは、サッカーを通じて子供たちの心身の強さを養い、相互の友情を高め、チームワークの大切さ、ルールを遵守しスポーツを愛する気持ちを育て、ひいては地域社会へ貢献することを目的とする。

## 第3条 (対 象)

本クラブの対象児童は、男女問わず幼稚園児5歳児から小学校6年生とし、校区は定めない。

## 第4条 (組 織)

本クラブの組織は、本クラブを運営する指導者(以下、「指導者」という。)と本クラブに所属する児童(以下、「選手」という。)及びその保護者とで構成する。

2 本クラブは、一般社団法人兵庫県サッカー協会、及び一般社団法人神戸市サッカー協会(以下、「サッカー協会」という)に所属し、本クラブ・指導者・選手もサッカー協会に登録を行う。

3 指導者とは、次の役職者をいう。また、その職責を果たす。

- ① 代 表            クラブを統括し、内外の調整渉外にあたる。退任後は顧問を就任する。
- ② 事務局            クラブの事務一般、及びサッカー協会との連絡を担い、代表不在の場合は代表を代行する。
- ③ 会 計            会費の徴収と、クラブ全体の出納業務を担う。
- ④ 監 督            主任コーチより1名選出し、主任コーチと兼務とする。コーチ、及び選手の技術・戦略を指導する。
- ⑤ 主任コーチ        チーム毎に1名選出。コーチ、保護者との協力のうえ、選手に技術・戦術を指導し、ルールやリスペクトを教える。また、担当チームの運営を行う。
- ⑥ コーチ            監督、主任コーチを補佐し、選手に技術・戦術を指導しルールやリスペクトを教える。
- ⑦ 監査役            会費の出納業務が的確に行われているか監視し、年2回の監査を行う。

4 保護者は神戸市少年サッカーを支援する「励ます会」に所属し、本クラブの「励ます会」を組織し、指導者の協力及び選手の支援にあたる。

5 本クラブの「励ます会」は、保護者にて各チーム代表1名以上選出し(以下、「保護者代表」という。)、神戸市「励ます会」の担当委員を1名以上の選出を行う。

## 第5条（運営）

運営は、サッカー協会の規約・規定、及び通達に準じる。また、指導者は、選手の健康面や安全面を十分考慮し、地域社会への貢献を図り、保護者協力の上、本クラブの運営を行うものとする。

2 指導者は運用に必要な会議（以下「コーチ会議」という。）を開催し、役職の人事の選出や解任等、選手やコーチのチーム編成を決定する。また、運営上必要な事項についても審議し決議を行うものとする。

- ① 「コーチ会議」での決議は、指導者の半数以上をもって可決する。
- ② 「コーチ会議」で決定した。役職の人事の選出や解任等、選手やコーチのチーム編成、及び選手・保護者に関する事項においては、速やかに選手・保護者に開示するものとする。
- ③ 運用上必要な案件は、指導者の申出により「コーチ会議」で審議を行う。
- ④ 「コーチ会議」で決定された事項は、変更はできない。但し、運用上支障が生じたときは「コーチ会議」にて審議の見直しを図る。
- ⑤ 指導者が「コーチ会議」に欠席する場合は、議決権を代表若しくは指名者に一任するものとする。

3 年度末に指導者、保護者にて定例総会を実施し、総数の半数以上の出席、若しくは委任状にて成立する。

4 指導者から保護者に対し会計並びに指導者の人事及びチーム編成の報告行うものとする。

5 総会において指導者コーチ会議において決議した、会則の変更・運営方法の改善・会計上の変更等を立案し、保護者総数の半数以上の賛同を得て可決するものとする。

6 臨時総会は、指導者三役若しくは保護者代表からの要請により開催することが出来る。

7 保護者からの要望は、担当主任コーチ並びに担当コーチ伝え、担当主任コーチ並びに担当コーチは真摯に受け止め、必要に応じコーチ会議に立案を行うものとする。

## 第6条（入会資格）

入会資格として、男女問わず幼稚園児5歳児から小学校6年生であることとし、次の要件に該当すること。

- ① 本人及び保護者が本クラブの目的に賛同し、本クラブが定める会則及び規則に遵守すること。
- ② 各指導者の指示に従うことが出来ること。
- ③ スポーツに適した健康状態であること。また、何らかの持病が有る場合は指導者に伝えること。

## 第7条（入会手続）

担当主任コーチは、事前に代表に入会希望者を連絡し確認を取ってもらうこと。

2 入会申込書と入会金を添えて、担当主任コーチまたは担当コーチに提出すること。また、担当主任コーチまたは担当コーチは遅滞なく代表に報告を行うものとする。

## 第8条（入会金・会費）

本クラブの選手並びに保護者は、クラブ運営に必要な費用並びにチーム活動に必要な費用（以下、「クラブ費」という。）を遅滞なく納めるものとする。

### ① クラブ費の徴収内容

- ・ 入会金 3,000 円。初年度のスポーツ保険加入金 800 円を含む。
- ・ 登録選手は月額 3,000 円、未登録選手並びにキッズリーグ選手は月額 2,000 円。
- ・ 保険加入金 800 円。2 年目以降は 3 月に徴収。
- ・ 選手登録費 2,100 円。（2024 年度実績）  
サッカー協会に登録するときの費用。年 1 回翌年分を 3 月徴収。

### ② クラブ費の運用内容

- ・ クラブに必要な、用具並びに備品の購入。
- ・ 各チームの公式戦、カップ戦、トレーニングマッチ等の参加費。
- ・ 上記、参戦時の交通費。交通費は、指導者及び選手の移動費に限る。
- ・ 本クラブ及びチームのサッカー協会登録費、指導者の講習費、登録費、保険代等。
- ・ サッカー協会及び他チームとの交際費及び通信費。
- ・ 本クラブ所属の指導者及び選手の慶弔見舞金。
- ・ リクリエーション、初蹴り、卒団式費用に充当させる。

### ③ 臨時徴収

- ・ クラブ費が不足し、次月でも解消しない場合は臨時徴収を行う。
- ・ 合宿費は別途徴収する。
- ・ 指導者及び選手の移動費が、往復 100 k m を超える場合。または、移動車 1 台あたりの高速代+ガソリン代の往復費用が 5,000 円を超える場合は別途徴収する。

2 本クラブの経費は、入会金、年会費、臨時会費、寄付金、その他収入をもってあてるものとする。また、運用の詳細は別途細則（以下、「運営経費細則という。」）として定める。

3 会費の納入日は毎月最終日曜日までとし、代表及びコーチに手渡しするものとする。

4 クラブ費の余剰金は、次年度へ繰り越しを行うものとする。

5 一旦納めた入会金・クラブ費は、理由の如何を問わず返金しない、但し本クラブがやむを得ないと認められたときはこの限りではない。

6 退会を希望するものは、退会の希望日の属する月まで月会費を納入しなければならない。

## 第9条（会計年度）

本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

## 第10条（傷害対応・保険）

本クラブの選手及び指導者は、スポーツ安全協会の傷害賠償保険に必ず加入しなければならない。

2 4月1日からの1年間の期限で加入し、年度末に更新する。但し、年度途中の入部者は、入会金受領の15日後から有効とし、年度末をもって更新する。

3 本クラブは、選手、指導者、保護者の練習中や、試合中、合宿、及び、その為の移動時における負傷、疾病、廃疾、死亡事故についての賠償責任を含む一切の責任を負わない。

4 指導者は選手の健康状態は常に配慮し、過度な練習はしない。体罰（言葉を含む）は絶対にしない。

## 第11条（用具・備品）

本クラブでクラブ費より購入する用具、備品は次のものとし、選手個人で必要となる用具は、各自所定の物を購入する。

### ① 本クラブで購入するもの

- ・ グラウンドで使用するゴール及びネット
- ・ ラインパウダー、
- ・ コーナーフラッグ
- ・ レフリーフラッグ
- ・ キーパー用ユニフォーム一式
- ・ キーパー手袋、ニーキャップ、エルボーガード
- ・ 練習用コーン、ラダー等
- ・ 救急用品
- ・ テント、椅子、ビニールシート等

### ② 個人で購入するもの

- ・ ボール（4号球）
- ・ レガース
- ・ トレーニングシューズ、スパイク（3Bはスパイク不可）
- ・ ユニフォーム（ホーム用、アウェー用）一式
- ・ ピステ
- ・ Tシャツ
- ・ アンダーシャツ、アンダーパンツ等

2 フィールド選手のユニフォームカラーは「ホワイト」をホームとして登録し、「ブルー系」をエウエーとする。キーパー用ユニフォームはこの限りでない

3 キーパーのユニフォーム一式、手袋、ニーキャップ、エルボーガードは、キーパーが管理する。手袋、ニーキャップ、エルボーガードは必要に応じて、本クラブで購入する。

4 公式戦のアンダーシャツ、アンダーパンツは、黒を避けチームで統一する。

5 ヘッドギアは怪我をしている以外は使用できない。また、公式戦に於いてはレフリー及び対戦相手に付ける理由を伝え認められなくては使用できない。

## 第12条（練習）

原則として、駒ケ林小学校グラウンドとふたば学舎グラウンドを使用。但し、学校行事、地域行事を優先する。

2 練習時間はグラウンド使用規定を遵守する。

3 学校・学級閉鎖、緊急の事態が発生した場合は、学校、開放委員会、サッカー協会の対応に準じる。

- ① 荒天により、各種警報が発令された場合は、各グラウンドは使用できない。
- ② 練習中、雷が鳴った時は、サッカー協会規則に準じすぐに中止する。
- ③ 雨天時のグラウンド使用については、各グラウンド使用規定に準ずる。
- ④ グラウンド使用後の整備は必ず行い、ゴールは所定の場所に戻す。
- ⑤ 駒ケ林小学校とふたば学舎グラウンド以外での練習への交通費は、クラブ経費細則を適用する。

## 第13条（交通機関）

原則として、試合・遠征・合宿時の移動には、公共交通機関を使用する。

2 自家用自動車、レンタカー等公共交通機関以外を利用する時は、チームの保護者代表が指導者の依頼を含めて手配する。

3 費用は運営経費細則を適用する。

## 第14条（合宿）

選手が相互の親睦、チームワーク向上のため年1回行う。

2 選手は上記の目的を達するため必ず参加する。健康上に問題がある場合はこの限りではない。

3 参加チーム、日程と場所については指導者会議で決定する。

4 経費は、対象選手より徴収し、クラブ運営経費細則を適用する。

## 第15条（遵守）

選手及び保護者は次の事項を遵守すること。

- ① 常にリスペクトをもち、チーム及び対戦相手を思いやる。
- ② 本クラブの指導方針、各指導者の指示に従うこと。
- ② 使用グラウンドの美化を保ち、ゴミは必ず持ち帰ること。
- ④ 試合、及び練習中の、保護者父兄及び第三者のコーチングは一切認めない。但し、事前に指導者が依頼したものはこの限りではない。

#### 第16条（禁止事項）

次の行為を禁止事項とし、本クラブはその選手、指導者を退会させることが出来る。

- ① 本クラブの内部事情を第三者に開示する行為。
- ③ 本クラブの秩序、風紀を乱す行為。
- ④ その他本クラブの名誉または利益を害する行為。

2 保護者も禁止事項を行ったとき、その選手も同様に退会させる事が出来る。

#### 第17条（会費の滞納）

選手及び保護者がクラブ費の納入を3ヶ月怠った場合、本クラブはその選手に対する指導を停止する。また、クラブ費の納入を6ヶ月怠った場合は、その選手を退会させることが出来る。但し、事前に本クラブの承認を得ている場合はこの限りではない。

#### 第18条（休会）

休会を行う場合、事前に休会する意思を代表に届出るものとする。

2 原則休会期間は90日と定め、それ以上休んだ場合は退会とみなす。但し、怪我や疾病による場合はこの限りではない。

#### 第19条（退会）

選手が退部もしくは、移籍を願う際、当該選手の意思と保護者の意思を確認し認めるものとする。

2 退会日は、代表及び主任コーチと保護者で協議し定めるものとする。

以上

付 則 平成18年 3月 制定  
平成20年 6月 改定  
平成22年 4月 改定  
平成24年 4月 改定  
平成26年10月 改定  
平成28年 4月 改定  
令和6年 3月改定